



パート ③②

ホームヘルプサービス

ホームヘルプサービスは、身体上または精神上の障害のあるお年寄りの家庭にヘルパーを派遣し、老人の日常生活の世話をを行う事業です。

派遣対象

家族による介護が受けられない次の世帯

- ・寝たきり老人の居る世帯
- ・体の弱い老人夫婦やひとり暮らしの老人世帯

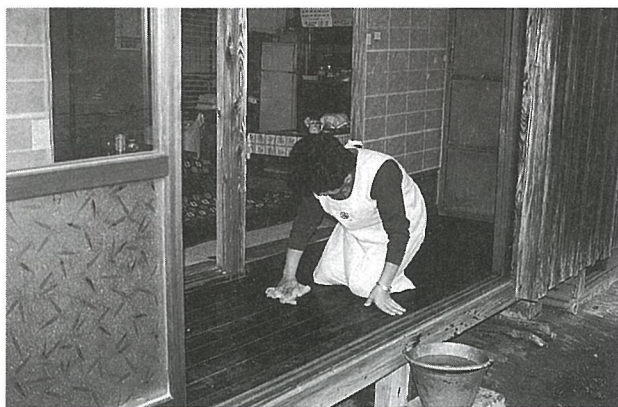
仕事の内容

- ・食事の世話
- ・衣類の洗濯・補修
- ・住居の掃除・整理整頓
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品の買物
- ・医療機関との連絡・通院介助

費用

収入の状況に応じて費用負担があります。

1時間あたり 0～860円



ヘルパーが身の回りのお世話をします。



ショートステイ事業

在宅の体の弱い老人・寝たきり老人や痴呆性老人の日常生活の介護に当たっている方が、病気・冠婚葬祭等の理由により、一時的に介護できない場合に短期間老人ホームへ入所する制度です。

対象者

常時介護を必要とする寝たきりや痴呆性老人等です。

※次の方は利用ができません。

- ・伝染性疾患を有し、他の施設入所者に伝染させるおそ

れのある方

- ・精神障害等により他の施設入所者に危害または不利益を与えるおそれのある方
- ・医療期間での入院治療を要する方

費用

特別養護老人ホームの場合 1日 2,090円

養護老人ホームの場合 1日 1,620円

在宅老人福祉サービスのご案内

町では、在宅の寝たきり老人等に各種サービスを提供し、日常生活の助長、介護者の負担軽減を図っています。

申込み・問合せ 役場住民福祉課福祉係 ☎1211 内線156



寒い毎日、お風呂が何より心も体もあたたまります。(デイ・サービス)

デイ・サービス

在宅の体の弱い老人や寝たきり老人等に通所または訪問による機能訓練・入浴サービス等を提供し、生活の助長や心身機能の維持向上を図る事業です。

対象者

体が弱い等のため日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の老人です。

※次の方は利用ができません。

- ・伝染性疾患を有し、他の施設入所者に伝染させるおそれのある方
- ・精神障害等により他の施設入所者に危害または不利益を与えるおそれのある方
- ・医療期間での入院治療を要する方

内容

生活指導・日常動作訓練・養護・健康チェック・送迎・入浴サービス・給食サービス

費用

通所による各種サービス 1日 700円

訪問による入浴サービス 1回 400円



老人憩の家『光風館』に囲碁、将棋盤を備えましたのでご利用ください。